

別添2

伊丹市 AI チャットボット更新事業
企画提案書等作成要領

令和8年5月

伊丹市総合政策部

経営戦略室デジタル戦略課

「令和 8 年度伊丹市 AI チャットボット更新事業(以下「本事業」という)に係る公募型プロポーザル」に関し、企画提案書を作成するために必要な事項は本要領のとおりとする。本プロポーザル参加者は、「伊丹市 AI チャットボット更新事業に係る公募型プロポーザル実施要領」及び別添1「伊丹市 AI チャットボット更新事業調達仕様書」(以下「仕様書」という。)を確認のうえ、本要領により必要な書類を指定の形式により提出するものとする。

1. 企画提案時の提出書類等

- (1) 企画提案確認書(様式5)【形式:PDF】
- (2) 企画提案書(様式任意)【形式:PDF】
- (3) 見積書2種【形式:PDF】
 - ① 伊丹市 AI チャットボット更新事業に係る価格見積書(令和8年度分)(様式6-1)
 - ② 伊丹市 AI チャットボット更新事業に係る価格見積書(令和9・10年度分)(様式6-2)
- (4) 参考資料(約款・サービス利用規約等)(様式任意)【形式:PDF】

2. 記載時の留意点

2-1 企画提案書(様式任意)

- (1) 作成要領
 - ① 1者1案とすること。
 - ② 表紙・目次を除き、通しの頁番号を付すこと。
 - ③ 専門的な知識を持たない者でも理解できるように、イメージ図等も用いて、極力わかりやすい表現で記載すること。
 - ④ 作成にあたっては、仕様書に基づき、本市が求める基本的な要件を確認の上、以下の項目順序に従って記載すること。
- (2) 企画提案項目
 - ① 会社概要・基本方針
 - ・ 企業概要、経営成績について簡潔に紹介すること。
 - ・ 本事業の理解度等
 - ② 導入実績等
 - ・ 同種または類似事業の導入実績の内容、件数等。
 - ③ 構築スケジュール・体制
 - ・ 利用開始まで(契約締結から令和8年9月 30 日まで)と利用開始後(令和 8 年 10 月 1 日から令和9年 3 月 31 日)に区分して、必要な作業項目とそのスケジュールについて、本市と提案事業者の役割分担を明確にしたうえで、具体的な案を示すこと。
 - ・ 本事業を確実に実施・履行するための体制をわかりやすく示すこと。
 - ・ 契約や事業のプロジェクトマネージャー及び主な担当者氏名と、その主な実績について示すこと。
 - ④ ユーザーインターフェース
 - ・ 画面構成(レイアウト)がわかるように実際の入力画面の画像等を用いて視覚的にわ

かりやすく示し、操作手順を簡潔に説明すること。

- ・ 利用者のパソコンやタブレット端末、スマートフォン等の利用可能な動作環境について示すこと。
- ・ 正答率向上に寄与する機能や工夫について示すこと

⑤ サービスの特徴

⑤-1. AIモデルの信頼性の根拠、正答率や自然言語処理の精度

- ・ 生成 AI エンジンの信頼性の根拠が示すこと。
- ・ 正答率の目標値や実績を示すこと。
- ・ 回答できない場合の対応。
- ・ 不正確な情報を避ける仕組みの有無。

⑤-2. 多言語対応とその精度

- ・ 英語・韓国語・中国語(簡体字・繁体字)への対応。
- ・ その他外国語の対応

⑤-3. 管理画面(操作性、利用状況の把握等)

- ・ 管理する職員の負担軽減に寄与する機能や工夫があれば示すこと。
- ・ 管理画面について、実際の入力画面の画像等を用いて視覚的にわかりやすく示し、基本操作手順を簡潔に説明すること。
- ・ 利用者満足度の計測方法について示すこと。

⑤-4. その他、本事業の成果をより高めることが期待できる機能の有無等

- ・ 仕様書に示すもの以外で、本事業の成果をより高めることが期待できる有益な機能、がある場合は記載すること。
- ・ 追加提案内容については、提案価格内での追加提案内容の実現の可否を明記し、見積範囲外の場合は、追加提案実現のための概算金額を合わせて示すこと。
- ・ 追加で利用規模を拡大する場合の手続き方法、必要な金額等を参考表記すること。
- ・ 次年度以降、サービスの利用を継続した場合の最低契約期間等の条件について示すこと。

⑥ セキュリティ

- ・ システム監視や、アクセスログの保存などの体制を示すこと。
- ・ セキュリティの対策方針について示すこと。
- ・ 契約終了後の記憶媒体の廃棄等の取り扱いについて示すこと。
- ・ サービスを提供するデータセンターの詳細を示すこと。
- ・ その他、提案サービスに係る情報セキュリティに関する考え方を示すこと。

⑦ 構築支援／保守・運用サポート内容

- ・ 導入時(環境構築時)の本市の作業内容と、運用開始後のサポート内容を具体的に示すこと。

例:構築・設定に必要となる項目のわかりやすいヒアリングシートの提供や管理者・ユーザー向け研修資料の提供、活用促進策の提案等

- ・ 運用開始後に対応できる問合せ等の内容、利用時間、方法等について示すこと。

- ・ 障害発生時の対応について体制を示すこと。
- ⑧ 追加提案
- ・ 仕様書の 6.本サービスの要件の3. 本サービスの機能等に示す加点要件があれば記載すること。